

一般財形貯金規定

(令和2年4月1日現在)

1. (預入れの方法等)

- (1) この貯金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が貯金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この貯金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この貯金の預入れは、1口1円以上とします。
- (4) この貯金については、通帳の発行にかえ、財産形成貯蓄貯金契約の証(以下、「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (貯金の種類、期間等)

この貯金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期貯金として預入れるものとします。

3. (自動継続等)

- (1) この貯金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同一の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (2) 前項の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて1口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。
- (3) 継続された貯金についても前各項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前営業日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この貯金は第4条に定める満期日以後に支払います。

4. (貯金の支払時期等)

- (1) 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合には、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この貯金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (2) 満期日は前項に準じてこの口座の貯金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (3) 前記第1項または第2項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記第1項、第2項により定められた満期日から1か月经過しても解約されなかった場合もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして扱います。この場合、同時に継続停止の申出がなかったものとして取扱います。

5. (利 息)

- (1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
 - B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率(以下、「2年以上利率」といいます。)